

令和7年度泉区明るい選挙推進研修 次第

日時 令和7年5月22日(木)
午後3時から午後4時30分まで
場所 泉区役所 4ABC会議室

1 開会

2 講義

【テーマ】明るい選挙推進協議会の活動と選挙啓発について

【講師】横浜市選挙管理委員会事務局選挙部調査課長
古川 浩

3 令和7年度泉区明るい選挙推進協議会実施事業について

4 その他

5 閉会

【配付資料】

- 1 令和7年度泉区明るい選挙推進研修資料(資料1・資料2)
- 2 アンケート
- 3 明るい選挙推進のためのハンドブック(冊子)
- 4 白バラよこはま No. 54(冊子)

横浜市泉区明るい選挙推進協議会

明るい選挙推進協議会の活動と 選挙啓発について

2025年 5月22日

横浜市選挙管理委員会事務局

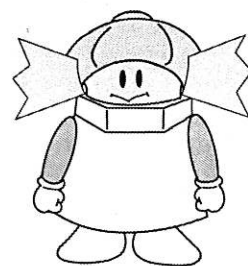


あうたびに、あたらしい
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA

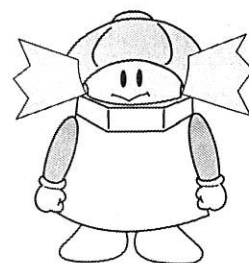


本日の内容



- I 明るい選挙推進協議会について
- II 最近の選挙における投票率と課題
- III 具体的な啓発活動について

本日の内容



- I 明るい選挙推進協議会について
- II 最近の選挙における投票率と課題
- III 具体的な啓発活動について

3

I 明るい選挙推進協議会について

1 明るい選挙とは

- ① 有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し
- ② 選挙が公明かつ適正に行われ

私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のこと



公益財団法人明るい選挙推進協会HPより

4

2 明るい選挙推進運動のあゆみ

①戦前の運動 (ハンドブックP.2)

選挙浄化運動

政府の干渉や野党の違法戦術などの不正・腐敗が横行

⇒昭和10年に「選挙粛正委員会」(府県・市町村)
「選挙粛正中央連盟」(民間)が設置

2 明るい選挙推進運動のあゆみ

②戦後の運動 (ハンドブックP.2～3)

・公明選挙運動

昭和26年の統一地方選で6万人を超える検挙者

⇒昭和27年に「公明選挙連盟」が結成

・明るい選挙推進運動へ

明るく正しい選挙推進全国協議会設立(昭和40年)

2 明るい選挙推進運動のあゆみ

③現代 (ハンドブックP.4)

- ・横浜市・区明るい選挙推進協議会

昭和37年「公明選挙推進協議会」が設立

⇒昭和49年「明るい選挙推進協議会」に改称

2 明るい選挙推進運動のあゆみ

④組織

- ・推進委員：市内及び区内の学識を有する者、各種団体の代表等
- ・推進員：運動の広域的な推進を図るため、町内会・自治会各地域及び各種団体の有志

市：2,430人（推進委員：269人、推進員：2,163人）※令和6年6月1日時点

泉区：140人（推進委員：12人、推進員：128人）※令和7年4月1日時点

3 明るい選挙推進運動の3つの目標 (ハンドブックP.5～8)

明るい選挙を進めるための行政と民間が一体となった運動

運動の目的は

- ①選挙違反のないきれいな選挙を行なうこと、
- ②有権者がこぞって投票に参加すること、
- ③有権者が普段から政治と選挙に関心をもち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る眼を養うこと



特定の政党や候補者を支持したり、反対したりする
政治活動や選挙運動とは、明確に区別

選挙違反と罰則 (ハンドブックP.41)



- ◆ 選挙違反は「犯罪」として処罰の対象になっています。
- ◆ 候補者や選挙事務所関係者だけでなく有権者にも適用されます。

選挙違反（選挙犯罪）の例

買収罪	金銭、物品、供応接待などによる票の獲得や誘導。金銭などを実際に渡さなくても、約束するだけでも違反となります。また、買収に応じたり、買収を促したりした場合も処罰されます。	
利害誘導罪	特定のあるいは限られた範囲の有権者や選挙運動者に対し、その者又はその者との関係のある団体（寺社、会社、学校、組合、市町村等）に対する寄附などの特殊の直接利害関係を利用して投票を誘導した場合に成立します。また、利害誘導に応じたり、利害誘導を促した場合も処罰されます。	
選挙妨害罪	有権者や候補者などへの暴行や威迫、集会や演説の妨害、文書図画の毀棄、候補者の職業や経歴などに関する虚偽事項の公表、偽名による通信なども処罰されます。	
投票に関する罪	詐欺の方法で選挙人名簿に登録させること、投票所での本人確認の際に虚偽の宣言をすること、投票を偽造または増減すること、投票所又は開票所などで正当な理由なく、有権者が投票するのに指示したり勧誘したりして投票に干渉したり、また、投票内容を知ろうとすることなども処罰されます。	

選挙違反と罰則



- ◆ 選挙違反を犯すと、罰金・禁固・懲役などの刑罰が科せられます。
- ◆ それに加え、選挙権の停止などの措置もとられます。

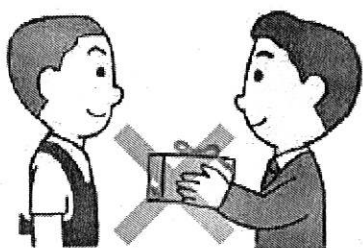
選挙権・ 被選挙権 の停止	選挙犯罪で刑罰（一定の場合を除く）を科せられた者は、一定の期間、選挙権・被選挙権が停止され、停止期間中は投票することも立候補することもできなくなります。	
連座制	連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。	

11

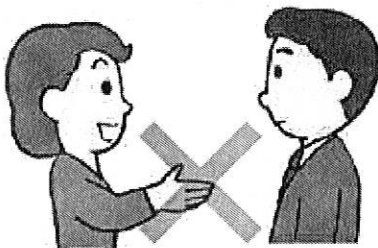
三ない運動

（ハンドブックP.38～40）

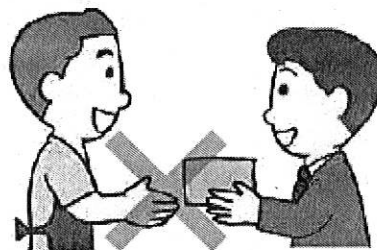
三ない運動



政治家は有権者に
寄附を
贈らない



有権者は政治家に
寄附を
求めない



政治家から有権者
への寄附は
受け取らない

12

4 明るい選挙推進協議会に期待される新たな役割

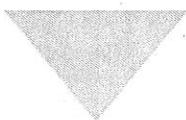
「選挙違反のないきれいな選挙」「投票率の向上」などの推進運動に加えて

選挙事務への積極的な従事	投票制度の積極的な広報
・ 期日前投票所や当日投票所の投票立会人や従事者など ・ 指定病院等の外部立会人など 	・ 投票制度の積極的な広報へのご協力 

13

5 明るい選挙推進委員・推進員の心得

明るい選挙運動は、特定の政党や候補者を支持したり、反対したりする政治活動や選挙運動とは異なり、公正かつ不偏不党である必要があります



特定の候補者のための選挙運動をしながら、
啓発活動に参加することは控えましょう

14

I 明るい選挙推進協議会について

5 明るい選挙推進委員・推進員の心得

☐ 主な選挙制度の確認

○ 期日前投票

(ハンドブック P18～)

○ 不在者投票

(ハンドブック P20～)

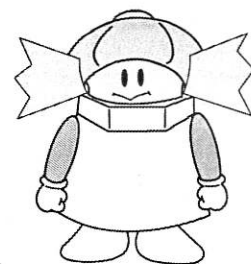
○ 誰もが投票しやすい環境づくりの取組

(ハンドブック P24～)



15

本日の内容



I 明るい選挙推進協議会について

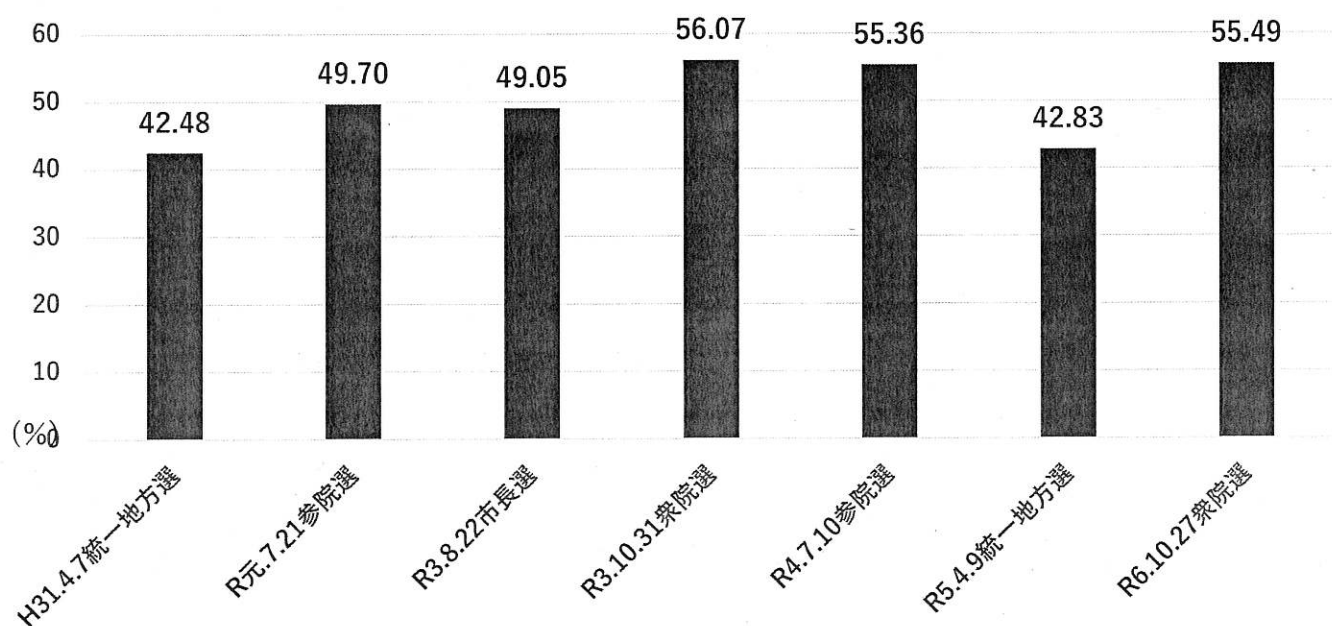
II 最近の選挙における投票率と課題

III 具体的な啓発活動について

16

II 最近の選挙における投票率と課題

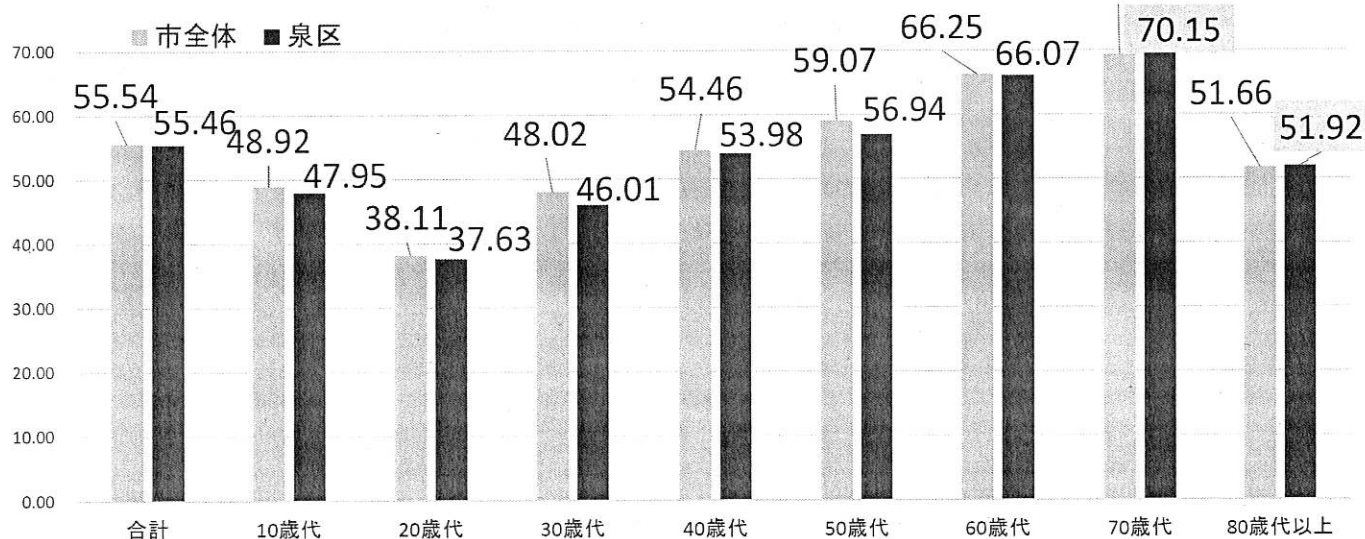
1 市全体の投票率の推移



17

II 最近の選挙における投票率と課題

2 年代別の投票率【R6衆院選：泉区(速報値)】

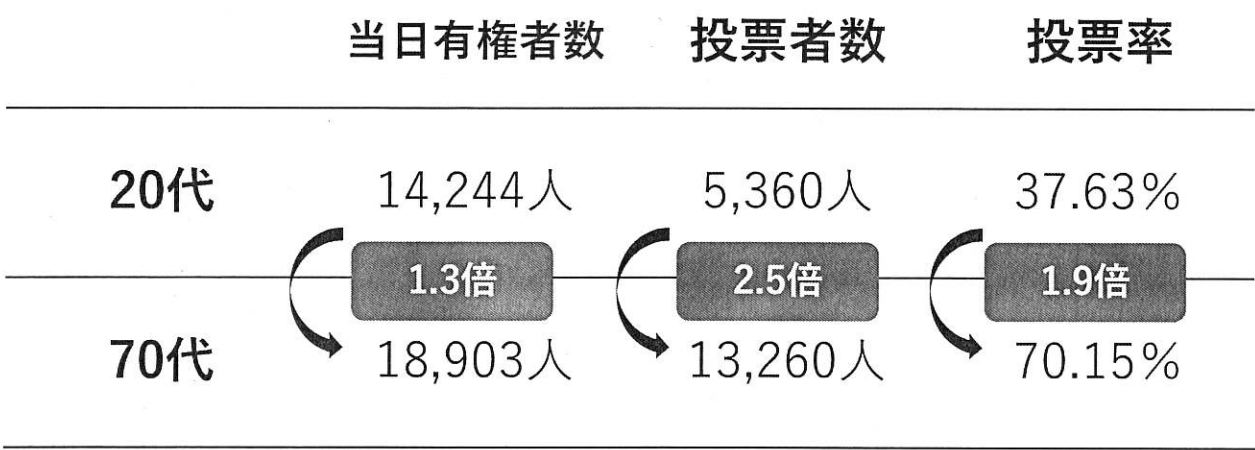


20歳代は60歳代と比べて投票率が「半分」

18

II 最近の選挙における投票率と課題

2 年代別の投票率（泉区）



特に若年層への啓発活動が重要

II 最近の選挙における投票率と課題

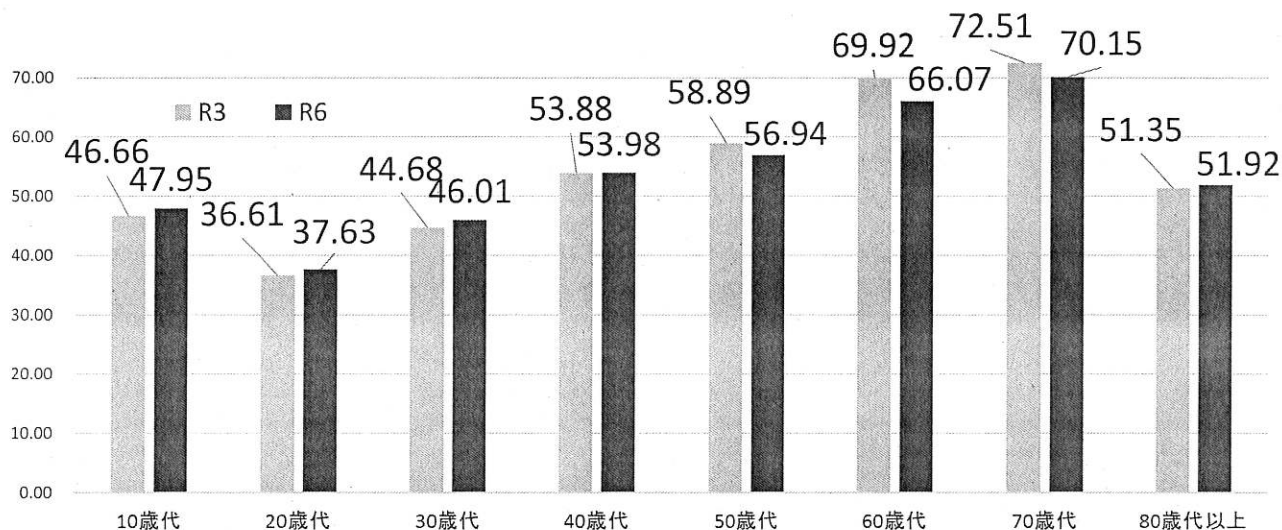
3 泉区の投票率の推移

平成31年4月7日 統一地方選挙	令和元年7月21日 参议院議員選挙	令和3年8月22日 横浜市長選挙	令和3年10月31日 衆议院議員選挙	令和4年7月10日 参议院議員選挙	令和5年4月9日 統一地方選挙	令和6年10月27日 衆议院議員選挙
栄 46.06%	金沢 53.48%	栄 52.22%	青葉 60.83%	青葉 58.87%	栄 45.58%	青葉 60.34%
金沢 45.68%	栄 52.84%	金沢 52.05%	栄 60.19%	栄 58.52%	金沢 44.83%	都筑 58.28%
泉 45.06%	青葉 51.92%	港南 51.43%	都筑 58.62%	金沢 57.15%	港南 44.52%	栄 57.82%
旭 44.07%	港南 51.44%	西 50.69%	港南 58.29%	都筑 56.94%	旭 43.87%	港北 57.17%
戸塚 43.88%	泉 51.04%	青葉 50.67%	戸塚 57.34%	港北 56.79%	戸塚 43.86%	金沢 57.06%
港南 43.71%	戸塚 50.79%	戸塚 50.23%	港北 57.24%	港南 56.53%	青葉 43.72%	戸塚 56.66%
瀬谷 43.67%	旭 49.93%	磯子 50.17%	西 56.68%	戸塚 56.47%	磯子 43.53%	港南 56.62%
緑 43.09%	港北 49.75%	都筑 50.02%	緑 56.55%	泉 55.60%	都筑 43.51%	緑 55.94%
磯子 43.02%	横浜市全体 49.70%	港北 49.38%	泉 56.37%	西 55.59%	港北 43.43%	横浜市全体 55.49%
南 42.75%	緑 49.55%	泉 49.22%	旭 56.11%	緑 55.38%	緑 43.42%	泉 55.42%
横浜市全体 42.48%	磯子 49.54%	横浜市全体 49.05%	金沢 56.09%	横浜市全体 55.36%	瀬谷 43.22%	西 55.07%
保土ヶ谷 42.33%	保土ヶ谷 49.46%	緑 48.45%	横浜市全体 56.07%	旭 54.84%	横浜市全体 42.83%	旭 54.66%
港北 41.39%	都筑 49.45%	旭 48.44%	保土ヶ谷 55.60%	保土ヶ谷 54.79%	保土ヶ谷 41.99%	保土ヶ谷 54.64%
青葉 41.30%	西 48.71%	中 48.42%	神奈川 53.83%	磯子 53.99%	泉 41.82%	磯子 54.06%
鶴見 40.61%	瀬谷 48.23%	保土ヶ谷 48.31%	南 53.13%	神奈川 53.73%	南 41.30%	神奈川 53.45%
都筑 39.79%	神奈川 47.52%	神奈川 48.17%	磯子 52.99%	瀬谷 52.45%	鶴見 40.78%	瀬谷 52.74%
中 38.01%	南 47.50%	南 46.37%	瀬谷 52.70%	中 52.24%	中 40.44%	鶴見 51.77%
西 37.71%	鶴見 46.58%	瀬谷 45.70%	中 52.24%	鶴見 52.05%	神奈川 40.40%	中 51.62%
神奈川 0.00%	中 45.93%	鶴見 44.18%	鶴見 51.63%	南 52.02%	西 38.76%	南 51.43%

※神奈川区は無投票

II 最近の選挙における投票率と課題

3 泉区の投票率【R3衆院選との比較（※R6衆院選は速報値）】



50代以降の投票率がやや低下

※本数値は速報値のため、後日、数値が修正となる場合があります。

21

II 最近の選挙における投票率と課題

4 棄権の理由 ～なぜ選挙に行かなかったのか～

35.1%

投票したい候補者が
いないから

23.2%

仕事など選挙より重要な
予定があったから

21.9%

あまり関心が
なかったから

21.3%

どの候補者に投票すれば
よいかわからなかったから

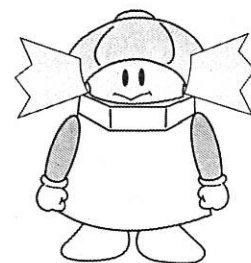
15.7%

自分が投票したところで
結果は変わらないから

参照：第20回投票参加状況調査(令和5年)

22

本日の内容



- I 明るい選挙推進協議会について
- II 最近の選挙における投票率と課題
- III 具体的な啓発活動について

23

III 具体的な啓発活動について

1 啓発事業の根拠

【公職選挙法第6条第1項】

総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては、投票の方法、選挙違反に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

24

Ⅲ 具体的な啓発活動について

2 啓発の種類

①常時啓発

選挙の有無にかかわらず、日頃からあらゆる機会を通じて国民の政治意識の向上及び明るい選挙の実現を目的として行われる啓発活動

②選挙時啓発

投票日、投票方法、期日前投票制度など選挙の重要な情報の周知を目的として、選挙のつど集中的に行われる啓発活動

25

Ⅲ 具体的な啓発活動について

3 常時啓発の取り組み

(1) 横浜市・区明るい選挙推進大会

横浜市・区明るい選挙推進協議会関係者が一堂に会し、明るい選挙と投票への参加を広く市民運動として展開することを確認する大会

(2) 出前授業

選挙・政治への関心を持てるよう小・中・高等学校などで模擬投票を実施

(3) 区民まつり、各種イベント

地域イベントに啓発ブース等を出展し、投票意識向上を図る

(4) 主権者教育

協定による教育委員会との連携、社会科副教材「あと3年」

(5) 若年層向け啓発

二十歳の市民を祝うつどい(旧.成人式)における啓発動画放映

(6) 若者選挙啓発団体との連携

若年層視点での啓発企画を支援

26

Ⅲ 具体的な啓発活動について

3 常時啓発の取り組み

(1) 横浜市・区明るい選挙推進大会



式典



会場内 各区啓発活動の紹介展示パネル

※令和6年は衆院選と重なったため、式典・パネル展示を省略

27

Ⅲ 具体的な啓発活動について

3 常時啓発の取り組み

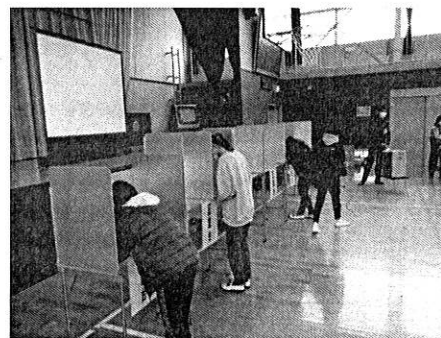
(2) 出前授業（給食選挙・デザート選挙）

小・中・高校生を対象に若年層の頃から選挙・政治への関心を持ち、自分の考えや判断力を養う学習機会として実施しています。

- 内容 ・給食選挙(デザート選挙)：最後の給食で食べるデザート等を模擬投票で決める取組
- ・模擬選挙：学校の方針などを模擬投票（投票、開票）で決める取組



給食選挙



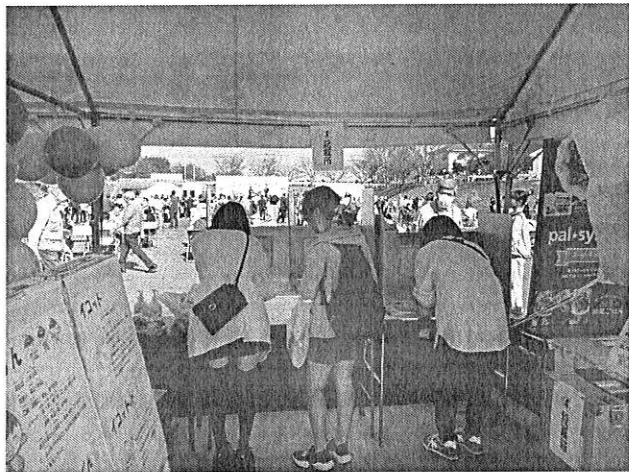
模擬選挙

28

Ⅲ 具体的な啓発活動について

3 常時啓発の取り組み

(3) 区民まつり、各種イベント



泉区民ふれあいまつり

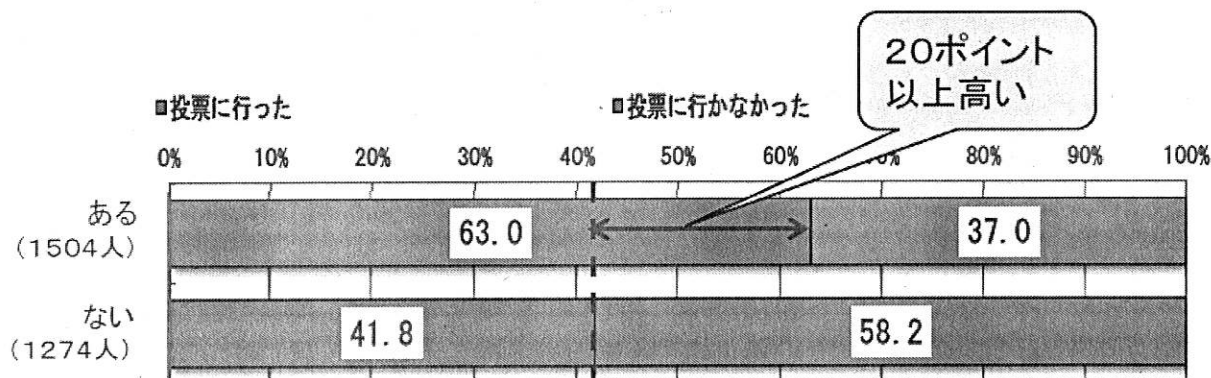


わくわく！こども夏まつり（市庁舎）

29

子どもの頃に親が行く投票について行った人の投票

- 子どもの頃に親が行く投票について行ったことが「ある」人の方が、投票した割合が20ポイント以上高い



参照：18歳選挙権に関する意識調査（総務省）平成28年

30

Ⅲ 具体的な啓発活動について

3 常時啓発の取り組み

(4) 主権者教育

教育委員会との協定締結 (R4.4～R9.3)

平成28年から締結している協定を更新し、主権者教育の取組を更に推進



連携事項

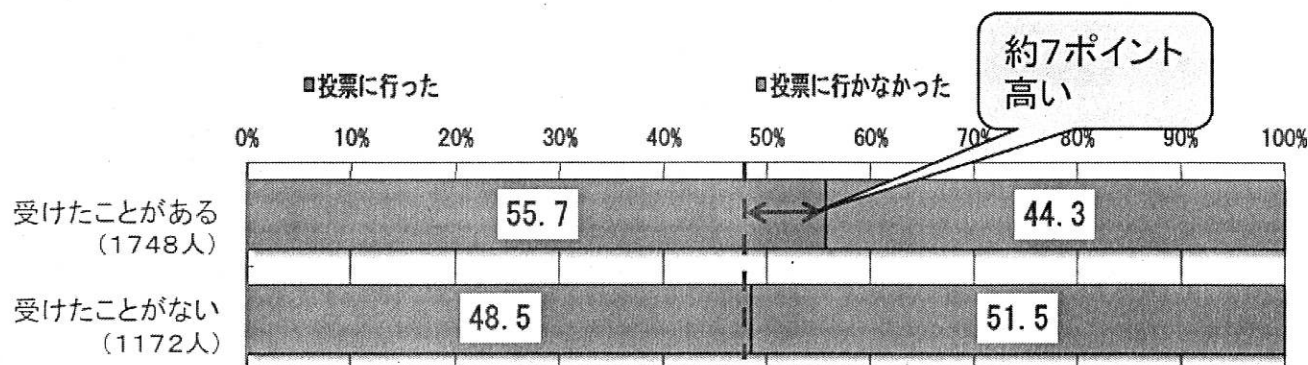
- 1 市立小学校における参加体験型の選挙学習「せんきょフォーラム」の実施に関すること
 - 2 市立中学校における生徒会選挙の際の選挙学習及び中学生向け副教材「あと3年」の活用に関すること
 - 3 市立高等学校における「公共」を踏まえた模擬選挙等の参加実践型の学習の実施及び高校生向けの副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用に関すること
 - 4 市立特別支援学校における出前授業等について、各校の実情に応じて実施するものに関すること
 - 5 学習指導要領を踏まえた実践的な主権者教育教材の製作と活用に関すること
- ※ゴシック体が、今回の更新により変更となった箇所です。

31

主権者教育

高校で選挙・政治に関する授業を受けた人の投票

- 何らかの授業を「受けたことがある」人の方が、投票した割合が約7ポイント高い
- 副教材を使用した授業を受けた人は17.2%



参照：18歳選挙権に関する意識調査（総務省）平成28年

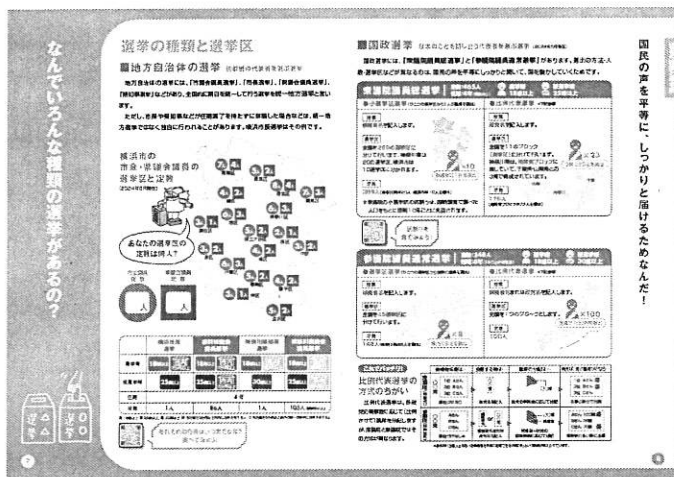
32

Ⅲ 具体的な啓発活動について

3 常時啓発の取り組み

(4) 主権者教育－社会科副教材「あと3年」

市内の中学校に通う中学3年生に社会科副教材として配布
令和6年版から二次元コードを追加



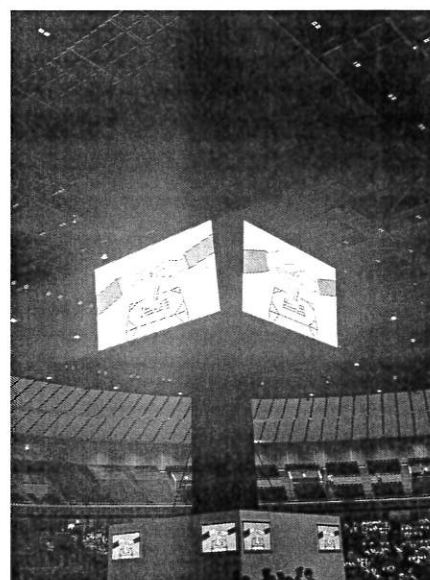
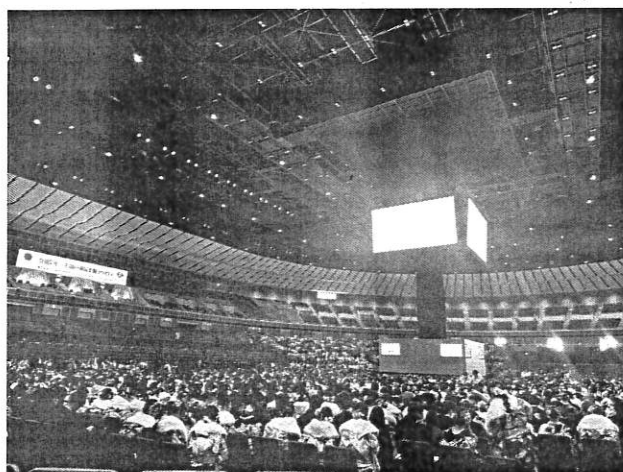
33

Ⅲ 具体的な啓発活動について

3 常時啓発の取り組み

(5) 若年層向け啓発～二十歳の市民を祝うつどい～

会場内の大型スクリーンで啓発動画を放映



34

Ⅲ 具体的な啓発活動について

3 常時啓発の取り組み

(6) 若者選挙啓発団体との連携

横浜市若者選挙啓発団体

イコットプロジェクト

イコットJr.プロジェクト

メンバー：横浜市内在住・在学の高校生以上

活動内容：SNSによる情報発信

出前授業、イベント出展などの企画を検討・実施

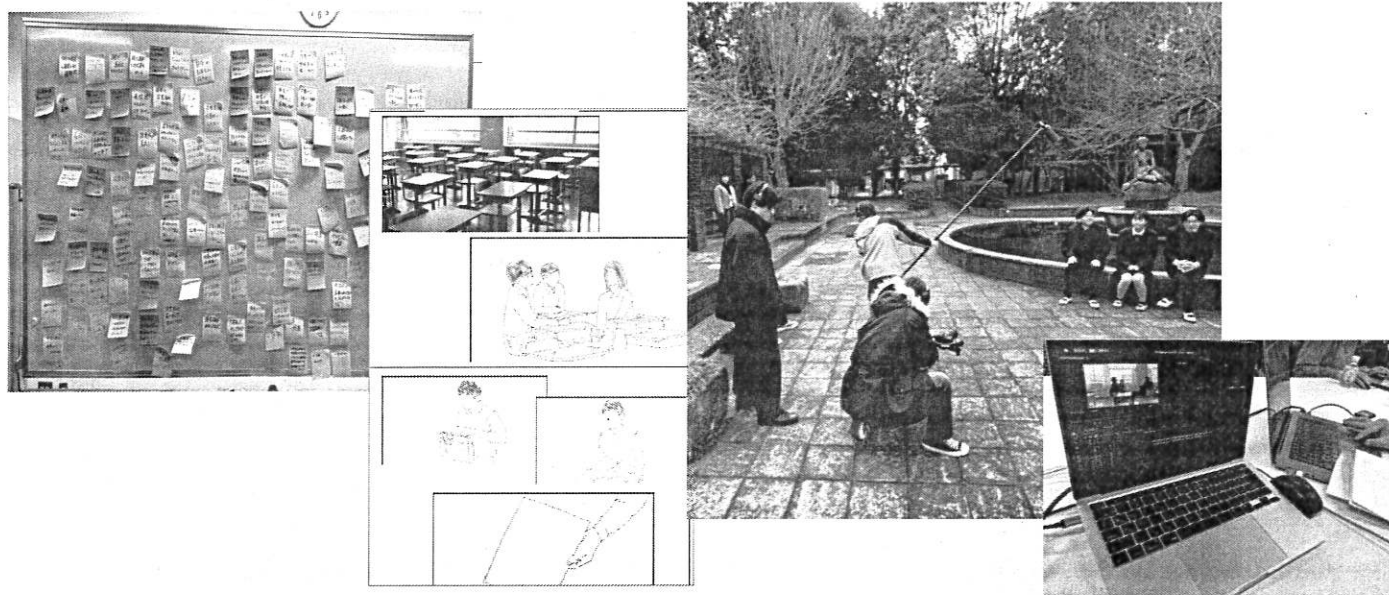


35

Ⅲ 具体的な啓発活動について

3 常時啓発の取り組み

(6) 若者選挙啓発団体との連携 ～若年層の参画による動画作成～



Ⅲ 具体的な啓発活動について

4 選挙時啓発の取り組み

(1) 街頭啓発「ザ・イコット」の実施

駅前や商店街等の人通りが多い場所で啓発物品を配布しながら有権者に直接「投票参加」と「明るい選挙」を呼び掛け

(2) 各種媒体へのポスター、広告の掲出

自治会町内会掲示板へのポスター掲出、ラジオ・テレビ・新聞などへの広告掲載、公共交通広告、地域情報誌への広告掲載等

(3) ホームページ、SNSを活用した選挙情報の周知

横浜市ホームページ、選管公式ツイッターの活用、WEB・SNS広告の実施

37

Ⅲ 具体的な啓発活動について

4 選挙時啓発の取り組み

(1) 街頭啓発「ザ・イコット」の実施



街頭啓発



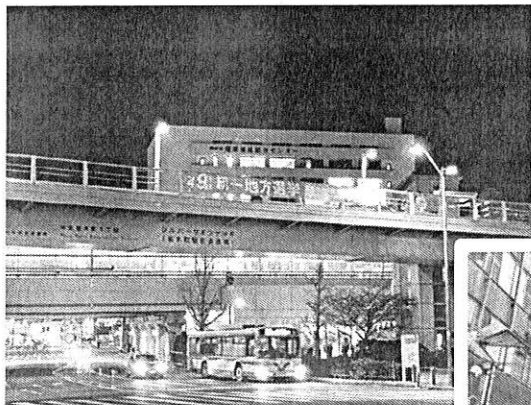
区役所での啓発物配架

38

III 具体的な啓発活動について

4 選挙時啓発の取り組み

(2) 各種媒体へのポスター、広告の掲出



横断幕



駅広告
(横浜駅タワーアトリウム)

39

III 具体的な啓発活動について

4 選挙時啓発の取り組み

(3) ホームページ、SNSを活用した選挙情報の周知



Yahoo! ニュース



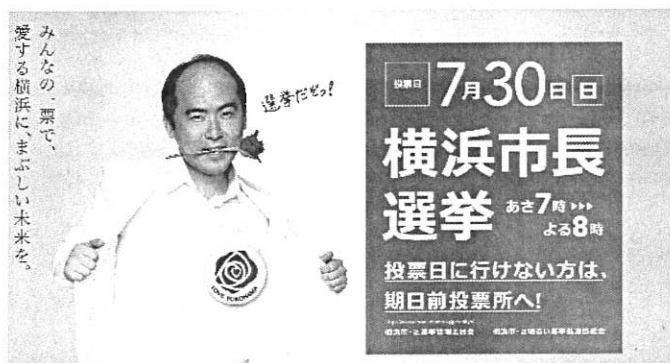
LINE

40

Ⅲ 具体的な啓発活動について

4 選挙時啓発の取り組み

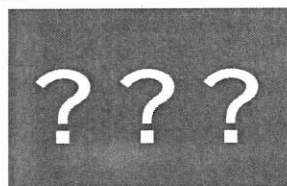
イメージキャラクターを用いた広告を展開



平成29年 トレンディエンジェル 斎藤 司さん



令和3年 石塚英彦さん 倉持明日香さん



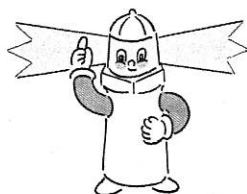
今年度キャラクターの発表をお楽しみに・・・

41

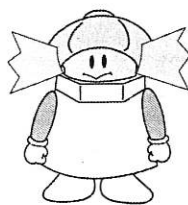
明るい選挙の推進のために
選挙の大切さを老若男女を問わず伝えていくために、

泉区明るい選挙推進協議会のみなさま

ご協力をよろしくお願いいたします！！



【イコットちゃん】



【イコットJr.】



【横浜市選挙のマーク】

後藤新平「政治の倫理化」

わが輩が、現代の国情、ことに政界の状況を眺めて、憂慮痛憤に堪えないことは、今日の日本において、実に奇怪な政治的用語が流行し、このために国民精神の根本を損なったことです。それは、何であるかという、「政治は力なり」という言葉です。(略)

力とは物質的、現実的な力という意味なので、この言葉の流行するところ、国を挙げて、低級劣悪な物質力崇拜の風潮に走らせたのです。この大勢を転回しなくては、とうてい今日の日本の悪風を一洗することはできません。(略)

すなわち、政治闘争の倫理化が必要となるのです。これは無用でありましょうか。



「政治の倫理化」を唱えて全国を巡って講演した後藤新平（後藤新平記念館）

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1019432/1/19>（国会図書館デジタルコレクション）

<https://www.youtube.com/watch?v=-0cjud0LW5I>（奥州市公式チャンネルより）

田澤義鋪（たざわ よしはる）

田澤義鋪記念館ホームページ

<https://tazawakinenkan.jimdofree.com/>

田澤義鋪が生涯をかけて取り組んだのが政治教育でした。義鋪は立憲政治・議会政治を守り育てるため、労資協調や女性の政治参加に力を尽くしました。その中でも、特にその土台となる健全な選挙の実現のために奔走しました(選挙粛正)。数多くの著作を執筆し、全国を講演して廻る啓蒙活動だけでなく、団体や運動を立ち上げて実践活動にも努めました。また、義鋪の活動は同じ内務官僚出身者(後藤文夫・丸山鶴吉)と協調して行われており、同じ問題意識をもつ優れた盟友に恵まれていました。



その後、構想力と実行力を備えた義鋪が立ち上げた団体や運動は戦時体制が強まると、きわめて優れていたことが災いし、強力な戦争遂行体制を構築しようとする勢力に利用されてしまいました。

↓ 明るい選挙推進協会「私たちの広場」2009.5～2010.3月号に掲載されたもののまとめ

<https://nippon-seinenkan.or.jp/seinenkan/pdf/tazawa-ehon.pdf>

選挙肃正委員会令

国立公文書館デジタルアーカイブ

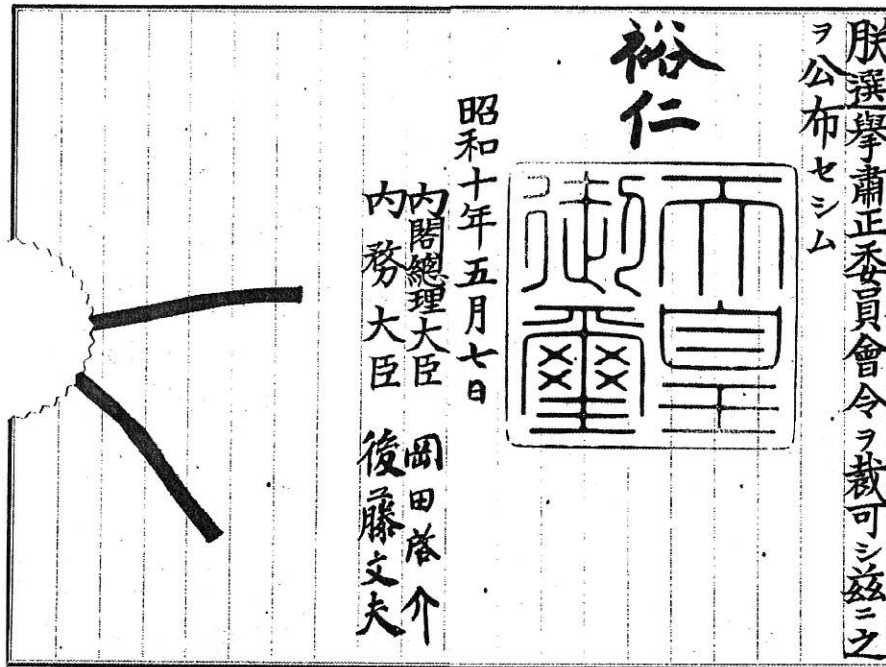
<https://www.digital.archives.go.jp/file/143569.html>

第一條 衆議院議員選挙其ノ他公ノ選挙ノ肃清ヲ関ル為道府県毎ニ選挙肃清委員会ヲ置キ道府県ノ名ヲ冠ス

第二條 選挙肃正委員会ハ地方長官ノ監督ニ属シ地方長官（警視總監ヲ含ム）ノ諮問ニ応シテ前条ノ選挙ニ関スル弊害ノ防止、公正ナル選挙観念ノ普及其ノ他選挙ノ肃清ニ関スル事項並ニ衆議院議員選挙法第百四十条第二項及第四項ノ規定ニ依ル事項ノ実施ニ関スル事項ヲ調査審議ス

選挙肃清委員会ハ前項ノ事項ニ付関係行政庁ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

（略）



【横濱市第一次選挙肅正運動概要から引用】

本市に於ける選挙肅正運動の諸機関と其の活動概況

1 選挙肅正二關スル横濱市長ノ告諭

(生成AIにより平易な文章に変換)

我が国の選挙の状況を見ると、年々問題が増えてきており、公正で正しい民意が反映されにくくなっています。このため、選挙肅正が必要だと強く感じています。

政府はこの問題を重く見て、今回の選挙肅正運動を始めました。この運動は多くの場所で反響を呼び、広がっています。

しかし、長年の問題を解決し、選挙を肅正するためには、法律の厳しい運用だけでは不十分です。官民が協力し、市民全体が選挙に対する認識を新たにし、公正で厳正な選挙を実現する必要があります。

最近では、選挙の取り締まりを恐れて投票を棄権する人が増えていることも問題です。そこで、本市は政府や神奈川県の方針に基づき、選挙肅正のために市内の有識者を集めて選挙肅正委員会を組織しました。この委員会では、選挙に関する問題の防止や公正な選挙の普及などを調査し、適切な対策を実行します。

市民の皆さんには、この趣旨を理解し、協力して選挙肅正の目的を達成するために努力していただきたいと願っています。

1 横濱市選挙肅正委員会

(1) 横濱市選挙肅正委員会委員及職員

市町村選挙肅正委員会規程に基き昭和十年十月二十二日神奈川県知事より横濱市選挙肅正委員会委員の囑託ありたり。其の人員三十人にして同規程に依り横濱市長を以て委員会の会長となす。尚同委員会の幹事及書記は横濱市長に於て任命したり。

会長 横濱市長

委員 横濱市会議長 横濱市會副議長 横濱市會議員(8)

鶴見區長 神奈川區長 保土ヶ谷區長 中區長 磯子區長

横濱市幸ヶ谷尋常高等小學校長

横濱商工會議所副會頭 帝國在郷軍人會横濱市聯合分會長 横濱市青年聯合團理事

横濱市衛生組合聯合會副會長 横濱市農會評議員

横濱市神職會長 横濱佛教各宗同盟會長

神奈川県警察部刑事課長 横濱市方面常務委員會常務委員長

衆議院議員(2) 神奈川県會議員(2) 横濱地方裁判所検事

幹事 横濱市庶務課長 同教育課長

書記 横濱市主事(4) 同書記

選挙肅正同盟會

(1) 選挙肅正同盟會の結成

選挙肅正同盟會は本市選挙肅正運動實施要綱に基き町内會衛生組合等の區域等に結成せられたるものにして町内懇談會の開催及選挙肅正に関する申合、會員門標の掲出、ポスター及びピラの掲示配付等を爲し以て本市に於ける選挙肅正の普及徹底を圖らんとするものにして其規約概要次の如し
(内容省略)

(2) 選挙肅正同盟會の實施したる事項

イ 門標の掲出

同盟會員たるの章として左の如き同盟會員章を全世帯に頒付したり

ロ 「選挙肅正マーク」の頒付

黒地に金色を以て「肅正」と表示したる圓形マーク(一個五錢のもの)を會員に左の通頒付したり (注: 合計 92,910 個)

ハ 町内懇談會開催及選挙肅正申合

(3) 選挙肅正同盟會長大會

同盟會結成畧々完了したるを以て同盟會長相互の理解を圖ると共に本市當局も直接意志の疏通を圖る爲左記に依り同盟會長大會を開催したり

日時: 昭和十年十二月二十日午後二時

場所: 開港記念横濱會館

宣言及決議 (生成A Iにより平易な文章に変換)

我が国の選挙の状況を見ると、年々問題が増えてきており、さまざまな政治的な問題もここから生じています。今この問題を改善しなければ、憲政の将来が非常に心配です。

私たちはこの状況を鑑み、同志と共に選挙肅正同盟会を組織し、公正な選挙の考え方を広め、長年の選挙の問題を解決することで、憲政の確立と国の発展に貢献しようとしています。

本日、全市選挙肅正同盟会の大会を開催するにあたり、私たちはその責任の重大さを認識し、一意専心でこの会の使命に向かって邁進することを大会の名のもとに宣言し、次の事項を決議し、その実行を目指します。

1. 官民協力して、公正な選挙の考え方を広め、育てること。
2. 會員同士で注意し合い、買収や接待など選挙に関する違反行為をなくすこと。



1 選挙犯罪の推移

選挙犯罪の多いのは、わが国の犯罪現象にみられる一つの大きな特色である。わが国の選挙犯罪は、すでに、明治二五年の衆議院議員選挙の当時から問題となっているが、多数発生するようになったのは、大正時代以降のことである。大正一四年にいわゆる普通選挙法が成立したさい、当時の識者は、普通選挙になれば、有権者がふえて買収が困難となり、選挙の腐敗は是正されると期待した。ところが、昭和三年二月の普選第一回の衆議院議員総選挙では、まったくこの期待をうらぎって、多数の買収が行なわれ、その後も同様の状態がつづいた。

昭和初年は、警察の政党色が濃く、警察は与党関係の選挙違反の検挙には消極的だというそしりをうけるのがしばしばであった。戦後には、この点は改善されたが、刑事訴訟法の制約などによって、検挙はむずかしくなっている。また、国連加盟恩赦、講和恩赦などをはじめ、戦後四回の大赦にはいつも選挙犯罪がその対象の一つにされており、裁判における刑の量定も一般に寛大で、選挙についての国民の遵法精神は低く、最近にも選挙犯罪はきわめて多く発生しているが、取締当局の努力にもかかわらず、その一部が検挙されるにすぎないようである。

2 選挙犯罪の概況

選挙犯罪とは、公の選挙に関して行なわれる特殊の犯罪で、これに対する罰則の規定は、現在主として公職選挙法(昭和二五年法律一〇〇号)に規定されている。この法律は、衆議院議員、参議院議員ならびに地方公共団体の議会の議員および長の選挙などに適用されるが、ほかに、たとえば漁業法が海区漁業調整委員の選挙に公職選挙法を準用するとさだめているように、他の法律でこれを準用するものがある。また、公職選挙法の適用または準用される各種の選挙などのほかに、公の選挙については、旧刑法第二編第四章第九節の「公選の投票を偽造する罪」の適用される場合もある。選挙犯罪は、また、実質犯と形式犯とに区別するのが普通で、買収のようにその行為自体が犯罪性をもついわば刑事犯的なものは実質犯とよばれ、選挙運動の文書の違反のように行政犯的なものは、形式犯とよばれる。

選挙犯罪の捜査は、厳正公平を旨とし、司法警察職員は、つねに検察官との緊密な連絡のもとに、とくに慎重に捜査をすすめているが、他面、軽微な違反に対しては、警告の措置にとどめているものも多い。その他、検察官が、直接に告訴、告発などをうけたり認知して、みずから捜査する場合の少なくないのが選挙犯罪の一つの特色で、たとえば、昭和三四年四月のいわゆる統一地方選挙の違反では、司法警察員の送致が五四、〇九六人であるのに対し、検察官の直受認知によるのが一一、七四五人にのぼっている(選挙後約六ヵ月の統計による。以下おなじ)。

選挙違反取締の統計によると(I-71 表)、選挙犯罪は、最近、ふたたび増加する傾向にあるやうかがわれる。とくに、昭和三四年の参議院議員選挙と統一地方選挙とは、違反の検挙人員がかなり多かったが、その内容をみると、参議院議員選挙は、買収が四六・一パーセント、文書違反が三七・四パーセント、戸別訪問が六・五パーセント、選挙妨害が〇・六パーセント、不正投票が〇・三パーセントなどとなっている。統一地方選挙では、買収が八八・九パーセントで率がきわめて高く、戸別訪問の四・六パーセントがこれにつぎ、文書違反は二・二パーセントにすぎない。このような相違は、国会議員の選挙では、選挙区がひろく地方選挙とちがって徹底的な買収は困難で、文

書による運動の効果が大きいと考えられる。おなじ傾向は、昭和三三年以前の選挙にもみうけられ、一般に国会議員の選挙では文書違反が多い。また、参議院議員選挙では全国区関係の違反が多く、昭和三四年の選挙のさいの買収事犯の約七六パーセントと文書違反の約七九パーセントは、それぞれ、全国区関係である。

I-71 表 選挙違反の検察庁新受理人員等

選挙の種類別	施行 年 月	違反受 理人員	違反種類別百分率		
			買収 %	文書 違反 %	その他 %
衆議院議員	昭和27.10	46,692	84.0	2.4	13.6
	28. 4	16,288	85.0	2.5	12.5
	30. 2	31,997	84.0	4.0	12.0
	33. 5	32,980	84.0	4.6	11.4
参議院議員	25. 6	18,568	—	—	—
	28. 4	10,851	62.0	12.0	26.0
	31. 7	14,715	45.0	17.0	38.0
	34. 6	16,077	46.1	37.4	16.5
統一地方選挙	26. 4	72,757	85.0	2.4	12.6
	30. 4	55,064	82.0	2.5	15.5
	34. 4	89,215	88.9	2.2	8.9

注 法務省刑事局調査の統計による。

(略)

4 選挙犯罪の問題点

さきに述べたように、最近において選挙犯罪は増加し、しかも悪質巧妙化している傾向がある。その原因はいろいろあろうが、何よりもまず、候補者、選挙運動者および選挙人の遵法精神の低いことであろう。これを是正して選挙の公明化を期するためには、多方面の施策や国民運動の展開にまつべきであろうが、選挙違反者に対する適切な取締りと処罰なども、必要かくべからざることである。

選挙犯罪に対しいろいろきびしい制裁のあることは、さきにあげたとおりであるが、実際の運用ではかなり緩和されている面があり、選挙を肅正するために公職選挙法を改正すべきだという意見も多い。昭和三四年一二月に選挙制度調査会が内閣総理大臣に答申した改正意見の中にも、「選挙の腐敗を肅正するため、つぎのような措置を講ずること、(1)悪質な違反に対しては、かならず、選挙権および被選挙権を停止するものとする、(2)連座制については、適用範囲の拡張、免責規定の再検討など、さらにその強化をはかること、(3)時効期間を延長すること(4)裁判の促進をはかること」などとある。

令和7年度 泉区明るい選挙推進協議会 実施事業について

令和7年5月22日（木）泉区明るい選挙推進研修

令和7年度 泉区明るい選挙推進協議会 参加者・ボランティア募集事業一覧

事業名	開催日時	ボランティア募集・ 参加申込みについて
泉区民ふれあいまつりへの出店	11月3日（月・祝）	詳細は、明推協だよりにて ご案内予定です。
泉区明るい選挙映画会	12月20日（土）	
小学6年生向け出前授業	12月～令和8年2月	
街頭啓発「ザ・イコット」	未定	
市・区明るい選挙推進大会(仮)	未定	決定次第通知予定です。



泉区民ふれあいまつりへの出店

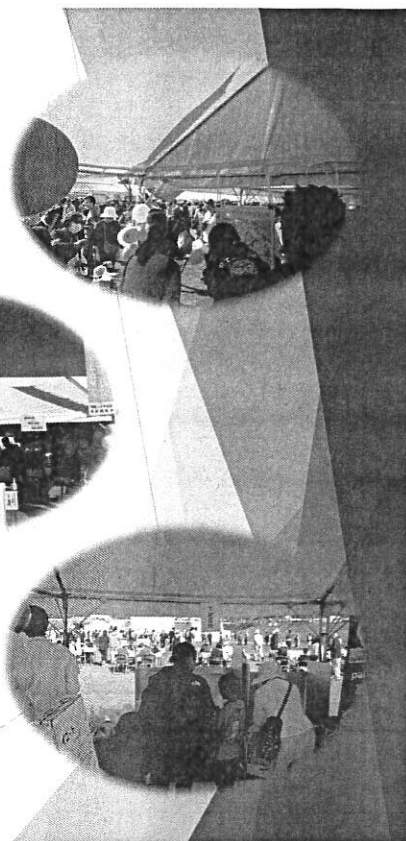
日程 11月3日（月・祝）

場所 和泉遊水地 第3池・第4池

内容 ・選挙に関するパネル展示
・啓発物品の配布の実施 など



ブース運営補助等のボランティアを募集します。



泉区明るい選挙映画会

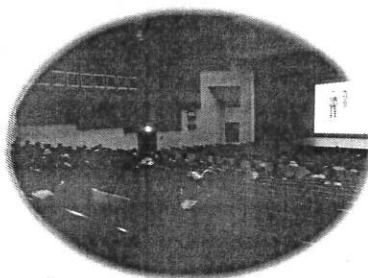
日程 12月20日（土）

場所 泉公会堂

内容 ・啓発動画・こども向け映画の上映
・キャラクター人気投票 など



受付・会場案内等のボランティアを募集します。
従事後に、映画を観ていただくことも可能です！

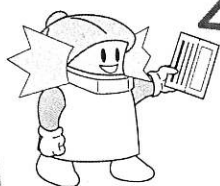


小学6年生向け出前授業

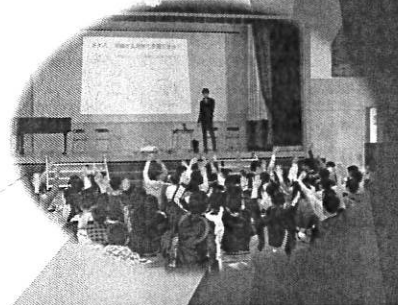
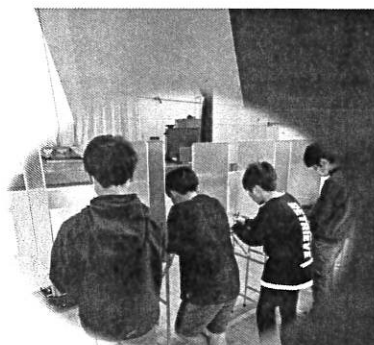
日程 12月～ 令和8年2月

場所 区内市立小学校体育館など

内容 ・講義（選挙について、投票所のしくみ・投票方法）
・模擬選挙（候補者演説・投票・開票）



6年生を対象にした出前授業を実施します。
模擬投票の際の「投票立会人」「投票用紙
交付係」等のボランティアを募集します。

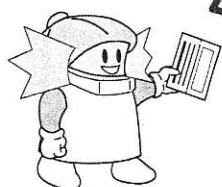


街頭啓発「ザ・イコット」

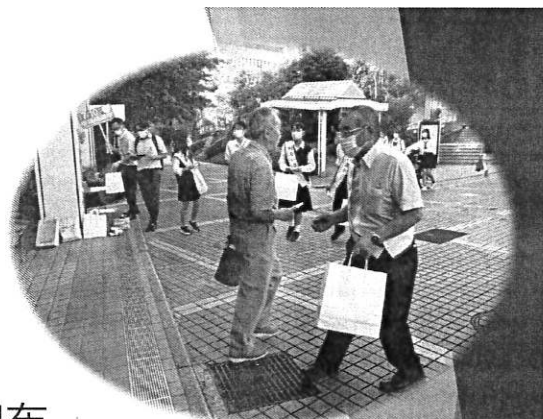
日程 未定 ★明推協だよりにてお知らせします

場所 市営地下鉄**立場駅**、相鉄線**緑園都市駅**

内容 投票参加を呼び掛ける啓発用物品の配布



令和4年参議院議員通常選挙時には、
各駅の利用者に啓発文面入りのポケッ
トティッシュを配布しました。
（令和5年、令和6年：未実施）



市・区明るい選挙推進大会（仮）

日程 未定

場所 未定

内容 ～過去実績～

- ・外部講師等による記念講演
- ・各区の活動紹介 など



今回は、新都市ホール（そごう横浜店）で開催されました！



泉区明推協だよりもご覧ください！

泉区明推協だより
IZUMI-KU MEIUI-KEN YATOH
Vol.116 2025.3

CONTENTS

- ・区内小学校にて出前授業を実施しました(P1)
- ・選挙啓発リーフレットのデータを泉区ホームページに掲載しています(P2)
- ・「広報よこはま」3月号に、活動紹介の記事が掲載されました(P2)
- ・推進委員・推進員の皆様、2年間ありがとうございました(P2)

区内小学校にて出前授業を実施しました

今年度も区内小学校にて出前授業を実施しました。授業では、「選挙の意義・投票の仕方」等について講義した後、実際の選挙用紙を模写して模擬投票・開票体験を行いました。

「動画コミュニティ」や「双形式でのワークシート」など、参加する児童にとって身近なテーマで授業を行ったり、実際の選挙用紙を使用することで、一層の理解を深げてもらうことができました。楽しみながら選挙の仕組みを学んでもらえたのではないかと思います。

ボランティアとして参加いただいた推進員の皆様、ご協力ありがとうございました。

学校名	出前授業のテーマ	担当	会場	
高瀬小学校	選挙で決まるまちの未来	いしだ	101号教室	高瀬小学校
新山小学校	選挙で決まるまちの未来	あべ	101号教室	新山小学校
中瀬小学校	選挙で決まるまちの未来	いしだ	101号教室	中瀬小学校
中瀬小学校	選挙で決まるまちの未来	いしだ	101号教室	中瀬小学校

選挙リーフレットのデータを
泉区ホームページに掲載しています

小学3年生、中学3年生、高校2年生向けに作成した選挙リーフレットのデータを泉区ホームページに掲載しています。

投票の仕方や投票することの大切さ等について分かりやすく記載していますので、ぜひホームページにてご覧ください！

「広報よこはま3月号」に、活動紹介の記事が掲載されました

「広報よこはま3月号」に掲載された記事（P2）に、各区明推協の記事が掲載されています。泉区明推協の活動について紹介した記事も掲載していますので、ぜひご覧ください！

推進委員・推進員の皆様、2年間ありがとうございました

令和7年3月末まで、推進委員・推進員の任期が満了となります。今年5月の総選挙以降、各区分には新たな活動にご協力いただき、より一層の活動をお願いします。

泉区明るい選挙推進協議会は、新しい選挙の実現に向けて引き続き活動することを目指し、市民意識の向上と活動の発展に努めます。引き続きご協力をお願いします。

【連絡先】
泉区明るい選挙推進協議会事務局（泉区選挙管理委員会） 泉区 庶務
TEL: 045-231-5100 FAX: 045-231-5105
メールアドレス: izumi@yohkama.jp

※第116号（令和7年3月発行）の紙面です。



2年間、どうぞよろしくお願いいたします！